

3 事業の実施

(1) 実行委員会の主な役割

実行委員会は、子どもの生活リズム向上を普及・推進するため、関係団体・行政・企業等との連携・協力の推進、地域におけるニーズ、目標設定、本事業の取組の検証等に当たり、以下の項目について団体に対し助言・協力する。

- ①地域のニーズ等の現状把握に基づく目標設定
- ②関係団体・企業等との連携・協力の推進
- ③子どもの生活リズム向上に向けた事業等の検証
- ④社会全体で子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成する取組の普及・促進
- ⑤その他事業に関して団体に助言・協力が必要な事項

(2) 子どもの生活リズム向上を普及・推進する事業の実施

家庭で継続的に子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成できるような働きかけとなる事業を実施する。

〈事業例〉

- ①普及・啓発活動
・ノーテレビデー ・早寝運動の推進 等
- ②親子交流活動
・朝ごはんづくり ・早朝クリーン活動 等
- ③学習会の開催
・「家庭学習のすすめ」の普及活動 ・研修会の開催 等

○留意点

- ・子どもや子どもを持つ保護者だけでなく、地域で子どもたちを育てていこうとする機運を盛り上げる事業を実施する。
- ・活動の円滑化を図るため、親や地域住民との良好な人間関係の構築に努める。
- ・連携促進、広報については、企画・立案段階から、家庭教育支援団体、PTA及び企業などの専門家や関係団体等と積極的に連携・協力する。また、事業の実施にあたっては、幅広く効果的な広報・PR活動を展開する必要があることから、公民館、学校、保育所、企業等と積極的に連携する。

(3) 事業成果の検証

団体は、地域におけるニーズや親の現状や家庭教育の認識等を把握した、目標を設定する。また、事業終了の際には、目標の達成状況、事業によって得られた成果を検証する。

(4) 委託経費

- ①栃木県からの委託費の支出は、栃木県知事から団体の代表者に支出する。
- ②本事業に係わる活動記録等を備え、適正な支出に努める。
- ③旅費は、原則として、団体等の旅費規程によって支出する。
- ④切手等消耗するものについては、受払簿等出入りが分かる資料を備え、適正な支出に努める。
- ⑤備品の購入に係わる経費は、委託費から支出できない。
- ⑥会場、機器、器具、設備等の借料は、自前の会場等を使用する場合は、委託費から支出できない。
- ⑦実行委員会等を開催する場合のお茶、茶菓子、弁当等については、委託費から支出できない。
- ⑧事業を開催する場合の子どもや保護者等の参加者に直接係わる経費（保険料や教材費等）については、委託費から支出できない。
- ⑨事業実施計画申請書、事業実績報告書等必要書類の提出にあたっては、代表者の印鑑を使用する。